

令和8年矢板市議会定例会

第409回随時会議

# 報告事項

令和8年5月

矢板市

令和8年矢板市議会定例会第409回随時会議報告事項

報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

報告第2号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P63

専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

報告第3号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P69

専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

報告第1号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月14日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

専決第2号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 13 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和 30 年矢板市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税の根拠)</p> <p>第 1 条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるものの<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(課税の根拠)</p> <p>第 1 条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるものの<u>外</u>、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(矢板市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 矢板市行政手続条例（平成 9 年矢板市条例第 19 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>矢板市行政手続条例</u>第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。</p>	<p>(矢板市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 矢板市行政手続条例（平成 9 年矢板市条例第 19 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>同条例</u>第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。</p>

2 略

(条例施行の細目)

第6条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2～5 略

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 略

2 略

(条例施行の細目)

第6条 この条例\_\_実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるものの外、規則で定める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2～5 略

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 略

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3～7 略

（納税証明事項）

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3～7 略

（納税証明事項）

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条\_\_\_\_\_、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第

4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 略

(2) \_\_\_\_\_ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) 略

(所得割の課税標準)

4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（\_\_\_\_\_次項及び\_\_\_\_\_第34条の8において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

（調整控除）

第34条の5 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。）\_\_\_\_\_

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

（調整控除）

第34条の5 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が

200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 略

(個人の市民税の賦課期日)

第37条 個人の市民税 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 略

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 略

200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の4上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 略

(個人の市民税の賦課期日)

第37条 個人の市民税 (法人税割を除く。) \_\_\_\_\_の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 略

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 略

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、市長が定める。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 略

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 略

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を\_\_\_\_\_

規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割\_\_\_\_\_を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に\_\_\_\_\_課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなし

て、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準

は、三輪以上の軽自動車の取得のため  
に通常要する価額として施行規則第 1  
5 条の 1 0 に定めるところにより算定  
した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる三輪以

上の軽自動車に対して課する環境性能  
割の税率は、当該各号に定める率とす  
る。

(1) 法第 4 5 1 条第 1 項 (同条第 4 項  
又は第 5 項において準用する場合を  
含む。) の規定の適用を受けるもの

1 0 0 分の 1

(2) 法第 4 5 1 条第 2 項 (同条第 4 項  
又は第 5 項において準用する場合を  
含む。) の規定の適用を受けるもの

1 0 0 分の 2

(3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用  
を受けるもの 1 0 0 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収について  
は、申告納付の方法によらなければ  
ならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者  
は、法第454条第1項各号に掲げる  
三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当  
該各号に定める時又は日までに、施行  
規則第33号の4様式による申告書を  
市長に提出するとともに、その申告に  
係る環境性能割額を納付しなければな  
らない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境  
性能割の納税義務者を除く。）は、法  
第454条第1項各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める時又は日ま  
で、施行規則第33号の4様式による  
報告書を市長に提出しなければなら  
ない。

(環境性能割に係る不申告等に関する

過料)

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等  
に対して課する軽自動車税の税率は、  
1台について、それぞれ当該各号に定  
める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 略

イ 二輪のもので、総排気量が0.

05リットルを超え、0.09リ

ットル以下のもの（ウに掲げるも

のを除く。）又は定格出力が0.

6キロワットを超え、0.8キロ

ワット以下のもの 年額 2,0

00円

ウ～オ 略

(2)・(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4  
月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から  
同月31日までとする。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等  
に対して課する種別割の税率は、  
1台について、それぞれ当該各号に定  
める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 略

イ 二輪のもので、総排気量が0.

05リットルを超え、0.09リ

ットル以下のもの（ウに掲げるも

のを除く。）又は定格出力が0.

6キロワットを超え、0.8キロ

ワット以下のもの 年額 2,0

00円

ウ～オ 略

(2)・(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4  
月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から  
同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

則第33号の4様式 \_\_\_\_\_ による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 \_\_\_\_\_ による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から40日以内に次の各号に掲げる事項を記載した

則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、\_\_\_\_\_原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から40日以内に次の各号に掲げる事項を記載した

報告書を市長に提出しなければならない。  
い。

(1)・(2) 略

(3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所

(4) 略

(5) 当該軽自動車等の占有の有無

(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第 88 条 略

(軽自動車税の減免)

第 89 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添

報告書を市長に提出しなければならない。  
い。

(1)・(2) 略

(3) 当該軽自動車等に係る賦課金の支払場所

(4) 略

(5) 当該軽自動車等の占用の有無

(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第 88 条 略

(種別割の減免)

第 89 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添

付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷

付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷

病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項におい

病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第九十五条の二第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項におい

て同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有

て同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて種別割\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割\_\_\_\_の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有

者等となつた者は市長に対し、第 8 7 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第 4 4 5 条若しくは第 8 0 条第 2 項ただし書又は第 8 1 条の 2 の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動

者等となつたものは市長に対し、第 8 7 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第 4 4 5 条若しくは第 8 0 条第 3 項ただし書又は第 8 1 条の 2 の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から 1 5 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割

車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第80条第2項ただし書又は第81条の2の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせてその旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、市長が定める。

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の

\_\_\_\_\_を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によつて種別割\_\_\_\_\_を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せてその旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

5 略

6 第2項の標識及び第3項の証明書の

交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

#### 8・9 略

附 則

交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

#### 7・8 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」とい

う。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の4第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が 平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には \_\_\_\_\_、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用し

後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第4条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用し

た場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の4第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の4第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る  
市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載がある

た場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の4の2第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の4の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る  
市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載がある

とき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_及び附則第4条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

（法附則第15条第2項第1号等の条

とき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項、附則第4条の4の2第1項及び\_\_\_\_\_第4条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

（法附則第15条第2項第1号等の条

例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに

例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに

規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第27項に規定す

規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定す

る市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 2 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 4・1 5 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第1 7項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

る市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 7・1 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第1 6項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 1 2 条第 2 4 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 5 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 2 項に規定する補助金等

(4) 令附則第 1 2 条第 2 3 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 略

1 1 略

1 2 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 3 2 項に規定する補助金等

(6) 略

1 3・1 4 略

1 5 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事

(6) 略

1 1 略

1 2 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 略

1 3・1 4 略

1 5 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事

項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第

項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に

17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)~(6) 略

供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)~(6) 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車  
が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交

通大臣の認定等の申請をした者が偽り  
その他不正の手段（当該申請をした者  
に当該申請に必要な情報を直接又は間  
接に提供した者の偽りその他不正の手  
段を含む。）により国土交通大臣の認  
定等を受けたことを事由として国土交  
通大臣が当該国土交通大臣の認定等を  
取り消したことによるものであるとき  
は、当該申請をした者又はその一般承  
継人を当該不足額に係る三輪以上の軽  
自動車について法附則第29条の11  
の規定によりその例によることとされ  
た法第161条第1項に規定する申告  
書を提出すべき当該三輪以上の軽自動  
車の取得者とみなして、軽自動車税の  
環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合におけ  
る納付すべき軽自動車税の環境性能割  
の額は、同項の不足額に、これに10  
0分の35の割合を乗じて計算した金  
額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の  
特例）

第13条の2の2 市長は、当分の間、  
第81条の2の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第13条の2の3 市長は、当分の間、  
県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽

自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除  
及び減免に係る申請の特例)

第13条の3の2 附則第13条の2の

3の規定により軽自動車税の環境性能  
割の免除を受けようとする者は、県の  
自動車税の環境性能割の免除の例によ  
り、申請書を県知事に提出しなければ  
ならない。

2 前条の規定により軽自動車税の環境  
性能割の減免を受けようとする者は、  
県の自動車税の環境性能割の減免の例  
により、申請書を県知事に提出しなけ  
ればならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付  
の特例)

第13条の4 第81条の6の規定によ

る申告納付については、当分の間、同  
条中「市長」とあるのは、「県知事」  
とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収

取扱費の交付)

第13条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対す

(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項\_\_\_\_\_において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用について

る第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する\_\_\_\_\_車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用について

は、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項\_\_\_\_\_に規定するガソリン軽自動車（以下この項\_\_\_\_\_において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分\_\_\_\_\_の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900

は、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで\_\_\_\_\_の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900

円」とあるのは「2,000円」と、  
同号ア(ウ) a 中「6,900円」とある  
のは「3,500円」とする。

(軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収の特  
例)

第14条の2 市長は、軽自動車税\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の賦課徴収に関し、三輪以上の軽  
自動車が前条第2項又は第3項\_\_\_\_\_の

円」とあるのは「2,000円」と、  
同号ア(ウ) a 中「6,900円」とある  
のは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用  
を受ける三輪以上のガソリン軽自動車  
(前項の規定の適用を受けるものを除  
き、営業用の乗用のものに限る。)に  
対する第82条の規定の適用について  
は、当該ガソリン軽自動車が令和4年  
4月1日から令和7年3月31日まで  
の間に初回車両番号指定を受けた場合  
には、当該初回車両番号指定を受けた  
日の属する年度の翌年度分の軽自動車  
税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中  
「3,900円」とあるのは「3,0  
00円」と、同号ア(ウ) a 中「6,90  
0円」とあるのは「5,200円」と  
する。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特  
例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種  
別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽  
自動車が前条第2項から第4項までの

規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者

規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者

とみなして、軽自動車税\_\_\_\_\_に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る  
市民税の課税の特例）

第14条の3 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合に

とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第14条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る  
市民税の課税の特例）

第14条の3 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合に

は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項

\_\_\_\_\_の規定

の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項

\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規定

の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1

\_\_\_\_\_項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1

の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_附則第4条の4第1

項 \_\_\_\_\_ 中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

項及び附則第4条の4の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

の譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

の譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

### 3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第16条 略

#### 2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

#### (1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条

して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

### 3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第16条 略

#### 2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

#### (1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条

の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5

の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項\_\_\_\_\_中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 略

(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_\_附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 略

(5) 附則第4条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(6) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人

の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項

\_\_\_\_\_の規定

の適用については、第34条の5

中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額及び附則第18条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、

第34条の6第1項前段、第34条

の7、第34条の8第1項、附則第

4条第1項及び附則第4条の4第1

項\_\_\_\_\_中

「所得割の額」とあるのは「所得割

の額並びに附則第18条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、

第34条の6第1項後段中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第18条第1項の規定による市

民税の所得割の額の合計額」とす

の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、\_\_\_\_\_附則第4条の4第1項

及び附則第4条の4の2第1項の規定

の適用については、第34条の5

中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額及び附則第18条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、

第34条の6第1項前段、第34条

の7、第34条の8第1項、附則第

4条第1項、\_\_\_\_\_附則第4条の4第1

項及び附則第4条の4の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割

の額並びに附則第18条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、

第34条の6第1項後段中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第18条第1項の規定による市

民税の所得割の額の合計額」とす

る。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4第1項

\_\_\_\_\_の規定の

適用については、第34条の5中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4

第1項\_\_\_\_\_中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

る。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、\_\_\_\_\_第4条の4第1項

及び第4条の4の2第1項の規定の

適用については、第34条の5中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、\_\_\_\_\_第4条の4

第1項及び第4条の4の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第

と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、\_\_\_\_第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、\_\_\_\_第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第

3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 8 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 8 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 3 4 条の 5 から第 3 4 条の 7 まで、第 3 4 条の 8 第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項及び第 4 条の 4 第 1 項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第 3 4 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 8 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項前段、第 3 4 条の 7、第 3 4 条の 8 第 1 項並び

3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 8 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 8 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 3 4 条の 5 から第 3 4 条の 7 まで、第 3 4 条の 8 第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項、第 4 条の 4 第 1 項及び第 4 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 8 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項前段、第 3 4 条の 7、第 3 4 条の 8 第 1 項並び

に附則第4条第1項及び第4条の4第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、

に附則第4条第1項、\_\_\_\_\_第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、\_\_\_\_\_第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、

<p>第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、_____第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>
---	--

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第

15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月14日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第3号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 1 4 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和 3 5 年矢板市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>（<u>法附則第 1 5 条第 3 1 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 法<u>附則第 1 5 条第 3 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第 1 5 条第 3 5 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 法<u>附則第 1 5 条第 3 5 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けよう</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>（<u>法附則第 1 5 条第 3 2 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 法<u>附則第 1 5 条第 3 2 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 法<u>附則第 1 5 条第 3 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けよう</p>

とする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5

とする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

\_\_\_\_\_旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5

条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

5～13 略

14 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

15 略

条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別

(4)～(6) 略

5～13 略

14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

15 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月14日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 15 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和 34 年矢板市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>67 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>67 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>66 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した</p>

所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎

所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する\_\_\_\_\_被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎

課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間

課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3 \_\_\_\_\_及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間

にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

第3号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。）

以外の世帯 18,200円

(2)・(3) 略

(18歳以上被保険者 に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、          同条第4項

にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

第3号、第7条の3                   及び第21条第1項において同じ。）

以外の世帯 18,200円

(2)・(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項

本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金

本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金

等に係る所得を有する者（前年中に  
法第703条の5第1項に規定する  
総所得金額に係る所得税法第35条  
第3項に規定する公的年金等に係る  
所得について同条第4項に規定する  
公的年金等控除額の控除を受けた者  
（年齢65歳未満の者にあつては当  
該公的年金等の収入金額が60万円  
を超える者に限り、年齢65歳以上  
の者にあつては当該公的年金等の収  
入金額が110万円を超える者に限  
る。）をいい、給与所得を有する者  
を除く。）の数の合計数（以下この  
条において「給与所得者等の数」と  
いう。）が2以上の場合にあつて  
は、43万円に当該給与所得者等の  
数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）を超  
えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る  
子ども・子育て支援納付金課税額  
の被保険者均等割額 被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主

等に係る所得を有する者（前年中に  
法第703条の5第1項に規定する  
総所得金額に係る所得税法第35条  
第3項に規定する公的年金等に係る  
所得について同条第4項に規定する  
公的年金等控除額の控除を受けた者  
（年齢65歳未満の者にあつては当  
該公的年金等の収入金額が60万円  
を超える者に限り、年齢65歳以上  
の者にあつては当該公的年金等の収  
入金額が110万円を超える者に限  
る。）をいい、給与所得を有する者  
を除く。）の数の合計数（以下この  
条において「給与所得者等の数」と  
いう。）が2以上の場合にあつて  
は、43万円に当該給与所得者等の  
数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）を超  
えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

を除く。) 1人について 第9条  
の5に規定する子ども・子育て支  
援納付金課税額の被保険者均等割  
額に10分の7を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ど  
も・子育て支援納付金課税額の1  
8歳以上被保険者均等割額 18  
歳以上被保険者(第1条第2項に  
規定する世帯主を除く。) 1人に  
ついて 第9条の6に規定する子  
ども・子育て支援納付金課税額の  
18歳以上被保険者均等割額に1  
0分の7を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る  
子ども・子育て支援納付金課税額  
の世帯別平等割額 次に掲げる世  
帯の区分に応じ、それぞれに定め  
る額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以  
外の世帯 第9条の7第1号に  
規定する子ども・子育て支援納  
付金課税額の世帯別平等割額に  
10分の7を乗じて得た額

(i) 特定世帯 第9条の7第2号

に規定する子ども・子育て支援

納付金課税額の世帯別平等割額

に10分の7を乗じて得た額

(g) 特定継続世帯 第9条の7第

3号に規定する子ども・子育て

支援納付金課税額の世帯別平等

割額に10分の7を乗じて得た

額

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

子ども・子育て支援納付金課税額  
の被保険者均等割額 被保険者  
(第1条第2項に規定する世帯主  
を除く。) 1人について 第9条  
の5に規定する子ども・子育て支  
援納付金課税額の被保険者均等割  
額に10分の5を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ど  
も・子育て支援納付金課税額の1  
8歳以上被保険者均等割額 18  
歳以上被保険者(第1条第2項に  
規定する世帯主を除く。) 1人  
について 第9条の6に規定する子  
ども・子育て支援納付金課税額の  
18歳以上被保険者均等割額に1  
0分の5を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る  
子ども・子育て支援納付金課税額  
の世帯別平等割額 次に掲げる世  
帯の区分に応じ、それぞれに定め  
る額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以  
外の世帯 第9条の7第1号に  
規定する子ども・子育て支援納

付金課税額の世帯別平等割額に

10分の5を乗じて得た額

(4) 特定世帯 第9条の7第2号

に規定する子ども・子育て支援

納付金課税額の世帯別平等割額

に10分の5を乗じて得た額

(5) 特定継続世帯 第9条の7第

3号に規定する子ども・子育て

支援納付金課税額の世帯別平等

割額に10分の5を乗じて得た

額

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る  
子ども・子育て支援納付金課税額  
の被保険者均等割額 被保険者  
(第1条第2項に規定する世帯主  
を除く。) 1人について 第9条  
の5に規定する子ども・子育て支  
援納付金課税額の被保険者均等割  
額に10分の2を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ど  
も・子育て支援納付金課税額の1  
8歳以上被保険者均等割額 18  
歳以上被保険者(第1条第2項に  
規定する世帯主を除く。) 1人に  
ついて 第9条の6に規定する子  
ども・子育て支援納付金課税額の  
18歳以上被保険者均等割額に1  
0分の2を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る  
子ども・子育て支援納付金課税額  
の世帯別平等割額 次に掲げる世  
帯の区分に応じ、それぞれに定め  
る額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以

ア～カ 略

外の世帯 第9条の7第1号に  
規定する子ども・子育て支援納  
付金課税額の世帯別平等割額に  
10分の2を乗じて得た額

(i) 特定世帯 第9条の7第2号  
に規定する子ども・子育て支援  
納付金課税額の世帯別平等割額  
に10分の2を乗じて得た額

(ii) 特定継続世帯 第9条の7第  
3号に規定する子ども・子育て  
支援納付金課税額の世帯別平等  
割額に10分の2を乗じて得た  
額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額

から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の5に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に前項第1号キに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の5に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に前項第2号キに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の5に規定する子ども・子育て支援納付金課

から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

税額の被保険者均等割額に前項第

3号キに掲げる額を減額して得た

額に10分の5を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外

の世帯 第9条の5に規定する子

ども・子育て支援納付金課税額の

被保険者均等割額に10分の5を

乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額\_\_\_\_\_（第1項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額\_\_\_\_\_）は、当該所得割額及び被保険者均等割額\_\_\_\_\_から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係

る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) 略

の被保険者均等割額 当該出産被保  
険者につき第9条の5の規定により  
算定した被保険者均等割額（第1項  
に規定する金額を減額するものとし  
た場合にあつては、その減額後の被  
保険者均等割額）の12分の1の額  
に、当該出産被保険者の産前産後期  
間のうち当該年度に属する月数を乗  
じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る子ども・子育て支援納付金課税額  
の18歳以上被保険者均等割額 当  
該出産被保険者につき第9条の6の  
規定により算定した18歳以上被保  
険者均等割額（第1項に規定する金  
額を減額するものとした場合にあつ  
ては、その減額後の18歳以上被保  
険者均等割額）の12分の1の額  
に、当該出産被保険者の産前産後期  
間のうち当該年度に属する月数を乗  
じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属す  
る世帯内に18歳に達する日以後の最  
初の3月31日以前である被保険者

(以下「18歳未満被保険者」とい  
う。)がある場合における当該納税義  
務者に対して課する子ども・子育て支  
援納付金課税額の被保険者均等割額  
(当該納税義務者の世帯に属する18  
歳未満被保険者につき算定した被保険  
者均等割額(前3項に規定する金額を  
減額するものとした場合にあっては、  
その減額後の被保険者均等割額)に限  
る。)は、当該被保険者均等割額か  
ら、当該被保険者均等割額に相当する  
額を減額して得た額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

